

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会においては、固定電話網のIP網への移行等により想定される環境変化等を踏まえ、電話等の音声サービスに係る接続料における「ビル&キープ方式」(接続する電気通信事業者間で接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式)等について検討を行い、研究会第七次報告書(令和5年9月6日(水)公表)において、その部分的な導入を図るための方策として、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当との結論を得たところ。
- これを踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備(以下「指定電気通信設備」という。)に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とするため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正するもの。

## 主な改正事項

### (1) ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置に関する規定の整備

- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正

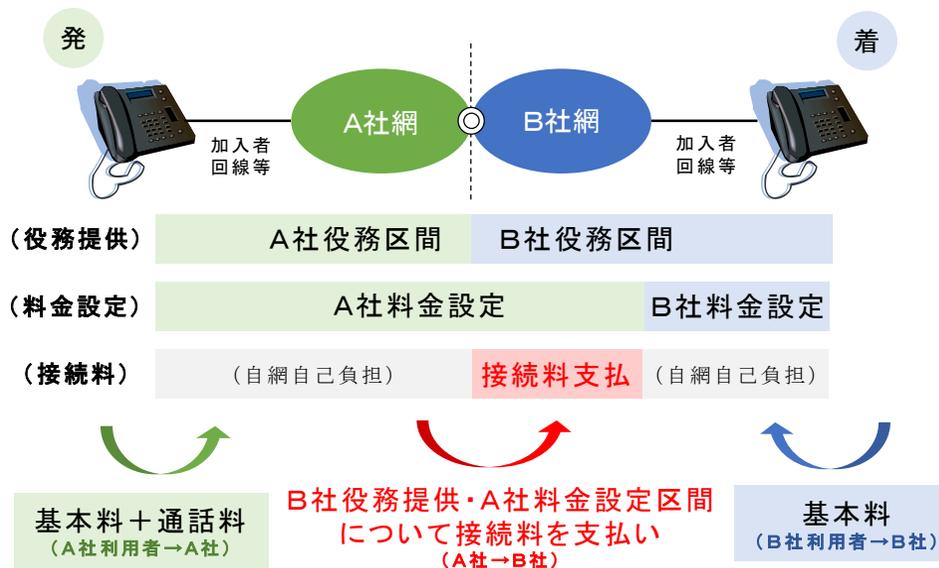
### (2) ビル&キープ方式に対応するための接続料の算定方法等の整備

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正
- ・ 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)の一部改正
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)の一部改正

# ビル&キープ方式

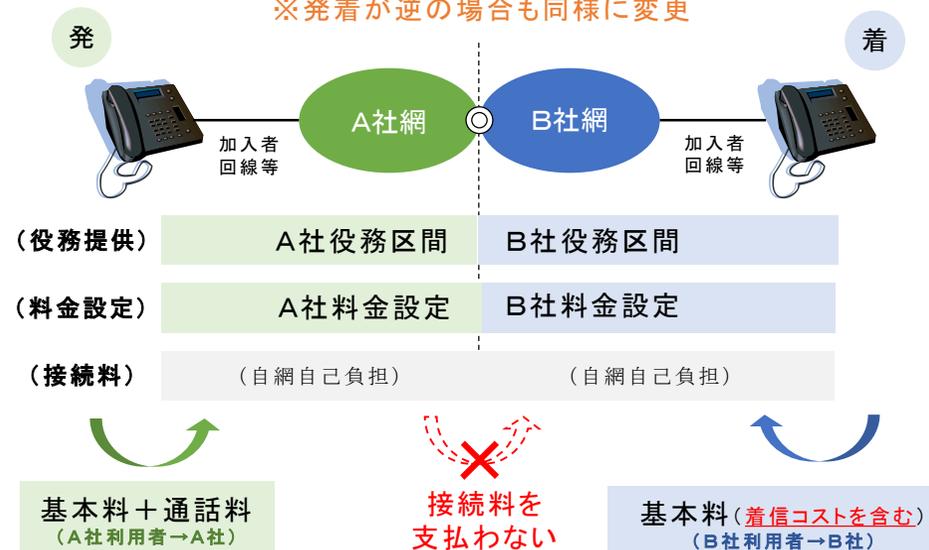
- 音声接続におけるビル&キープ方式は、発信側の電気通信事業者(以下「発信側事業者」という。)が着信側の電気通信事業者(以下「着信側事業者」という。)に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式。
- 選択可能化にあたっては、これを料金設定の在り方(複数の電気通信事業者の電気通信設備の相互接続により電気通信役務を提供する場合に、利用者料金を定めて利用者に示す電気通信事業者の別。いわゆる「料金設定権」の所在。)として、接続当事者間で次の2点に相互に合意するものと位置付けることとする。
  - ・ 発信側事業者の役務提供区間(発信側役務区間)に関する料金を発信側事業者が設定し、着信側事業者の役務提供区間(着信側役務区間)に関する料金を着信側事業者が設定すること。
  - ・ 発信側事業者は発信側事業者の加入者に、着信側事業者は着信側事業者の加入者に利用者料金を設定(コストを回収)すること。ただし、着信側事業者が設定する料金については、基本料(回線単位料金)として設定すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)

## 現行方式(通常の事業者間精算方式)



## ビル&キープ方式

※発着が逆の場合も同様に変更



- 指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないための措置として、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととし、指定電気通信設備設置事業者は、当該基準に従ってビル&キープ方式に係る合意を行うこととする。
- 当該基準について、具体性・公平性等の観点から、満たすべき要件を規定する。

## 省令改正【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (後述)

十一・十二 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第23条の9の5 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (略)

十三・十四 (略)

2 (略)

## 規定の趣旨

- ・ 指定電気通信設備の接続約款には、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホ及び第34条第3項第1号ホ)を定めなければならないとされている。
- ・ 今般、指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択を可能とするに当たり、指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないよう措置するため、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととする。
- ・ また、定めるビル&キープ方式に係る合意の基準については、具体的かつ公平であること等が必要であり、そうした観点から、当該基準が満たすべき要件を規定する(後述)。

### (指定電気通信設備設置事業者のビル&キープ方式の導入手順)



※ なお、指定電気通信設備設置事業者において、いずれの電気通信事業者ともビル&キープ方式を採用する考えがない場合においては、本基準を定める必要はない。

## 省令改正【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするとときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができる<sup>と認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができる<sup>と認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。</sup></sup>

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一・十二 (略)

(※)第23条の9の5(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)においても同様に規定。

## 規定の趣旨

- ・ビル&キープ方式に係る合意の基準の満たすべき要件について、次のとおり規定する。

### (基準の具体性に関する事項)

イ:接続約款に定められた接続形態のうち、どの接続形態が対象となるか具体的に定めること。

※ 対象となる接続形態が客観的に明らかになるような形で規定されれば良く、全て機械的に列挙する必要があるものではない。

ロ:対称な接続形態の双方について合わせて合意するものであること。

※ 例えば、「A社発・B社着の一般呼」と「B社発・A社着の一般呼」を合わせて合意するものであり、「A社発・B社着の一般呼」のみを単独でビル&キープ方式とすることはできない。

ハ:合意の適用期間(最低継続期間、最長有効期間等)を定める場合は、その期間を具体的に定めること。

ニ:トラヒック等、接続に係る数量に係る条件を定める場合は、数量の範囲を具体的に定めること。

※ 「発着のトラヒックが同等」「トラヒックの差が僅少」といった条件は認められない。

### (基準の公平性に関する事項)

ホ:他事業者からビル&キープ方式に係る合意の申入れがあつた場合に、当該基準に照らして合意できる場合は合意を拒まないこと。また、当該基準に照らして合意できると認められない場合に、他事業者に申入れを行わないこと。

ヘ:電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用(網改造料等)を対象とするものではないこと。

ト:不当な差別的取扱いをするものではないこと。例えば、

- ・接続料収支において、指定電気通信設備設置事業者の接続料支出が接続料収入を超過していることを条件とするものでないこと。
- ・電気通信役務の利用者数を条件とするものでないこと。

- ビル&キープ方式の部分的な導入により、指定電気通信設備の接続料の算定に影響が及ぶことは適当ではない。
- 従前と同様の接続料の算定を維持するため、接続料の算定における通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の設備との間の通信量等も含むこととする。

## 省令改正 【一種接続料規則】

### (接続料設定の原則)

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。)の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 (略)

## 省令改正 【二種接続料規則】

### (接続料設定の原則)

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、当該接続料に対応する設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第十二号の二に規定する方式を採用するときは、第二種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

3・4 (略)

## 規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料については、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価・利潤に一致するように定めることが原則とされている。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価・利潤}$$

- ・ 収入については、当該接続料に係る通信量等(通信量、回線数等。将来原価方式の場合はその予測値。)に当該接続料の料額を乗じて算定することとされているところ。
- ・ 当該通信量等において、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等が含まれないこととなると、第一種指定電気通信設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用する電気通信事業者が拡大した場合、通信量等が減少することにより、接続料の原価・利潤に一致すべき収入が減少し、結果として接続料が上昇することになるから、合理的ではない。
- ・ よって、当該通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等も含むこととし、従前と同様の接続料の算定を維持する。
- ・ 第二種指定電気通信設備の接続料についても同様に、その算定に用いる需要にビル&キープ方式を採用する電気通信事業者等との間の通信量等も含むこととする。

- 第一種指定電気通信設備接続会計における内部相互補助のモニタリング機能を維持するため、第一種指定電気通信設備設置事業者がビル&キープ方式を採用し、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合においても、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を振替網使用料として整理することとする。

## 省令改正 【一種接続会計規則】

### (会計単位の区分)

- 第五条** 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。
- 2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料(事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかったときに事業者が取得すべき金額)の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

## 規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計では、第一種指定電気通信設備設置事業者の資産・費用・収益を指定設備管理部門と指定設備利用部門に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間で、第一種指定電気通信設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制している。
- ・ これにより、接続料の算定のための原価測定機能を有するとともに、両部門の損益状況を明らかにすることにより、内部相互補助のモニタリング機能を有するもの。



- ・ ビル&キープ方式の採用は、接続料の原価測定機能に影響を及ぼすことはない一方、採用することにより、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合、その分の管理部門の収益が減少することとなり、内部相互補助のモニタリング機能が損なわれる。
- ・ これを防ぐため、ビル&キープ方式を採用した場合でも、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を、指定設備利用部門からの振替網使用料として整理することとする。